平成29年４月までに実施

7 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が始まります。

平成37年には、団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者又は要支援者になる恐れのある方の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業が始まります。

これに伴い、要支援者の方の訪問介護・通所介護について、全国一律のサービスから、新しい総合事業に移行し、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新たなサービスが提供されます。

介護予防・日常生活支援総合事業

- **介護予防・生活支援サービス事業**
  - **訪問型サービス**
    ●ヘルパーなどによる身体介護や生活援助
  - **通所型サービス**
    ●レクリエーションや体操などの活動、自主的な通いの場などの提供
  - **生活支援サービス**
    ●配食サービスなど、自立した生活を続けるための支援
- **一般介護予防事業※**
  介護予防に関する講座や、コミュニティセンターなどの身近な場所で行う健康増進活動など

※「一般介護予防事業」は、65歳以上の方であればどなたでも利用できます。

介護に関する本市のホームページ『NAGOYAかいごネット』

介護サービス事業者の検索、介護保険制度の説明、介護サービスの利用など、介護保険サービスの利用に役立つ様々な情報を提供しています。

介護保険の制度改正に関係する資料や、検討中の内容についても、順次、『NAGOYAかいごネット』（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/）に掲載します。

NAGOYA かいごネット　検　索

制度改正の詳細については、現在検討中です。
このリーフレットの内容も国の検討状況により変更されることがありえます。

平成 26 年 11 月発行

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　TEL 972-2591　FAX 972-4147
名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課　TEL 972-2547　FAX 955-3367

このリーフレットは、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。

平成27年度から 介護保険制度が変わります！

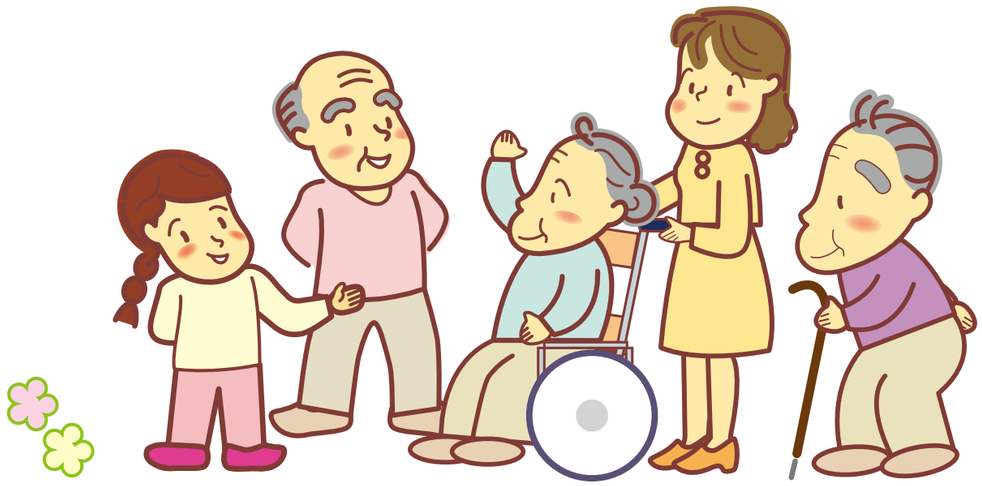

介護保険制度の改正のポイント

平成27年４月から実施

1 所得が低い65歳以上の方は保険料の軽減を拡充します。

2 特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になります。

平成27年８月から実施

3 一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が2割になります。

4 所得が低い方で施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費補助の適用要件に資産要件等が加わります。

5 高額介護サービス費の利用者負担限度額が一部の方について引き上げられます。

6 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部の方について変わります。

平成29年４月までに実施

7 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が始まります。

名古屋市

平成27年４月から実施

1 所得が低い65歳以上の方は保険料の軽減を拡充します。

消費税増税分を財源として、世帯全員が住民税非課税の方（現行の保険料段階が第1～第4段階の方）の保険料を軽減します。（保険料の基準額に対する軽減割合を拡充します。）

2 特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になります。

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象となります。（すでに入所している方は除きます。）ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合(※)があります。

※要介護1・2の方で新規入所が認められる要件については現在検討中です。

平成27年８月から実施

3 一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が2割になります。

一定以上の所得のある65歳以上の方が、介護サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。（64歳以下の方の利用者負担は1割です。）

◆所得に応じた利用者負担

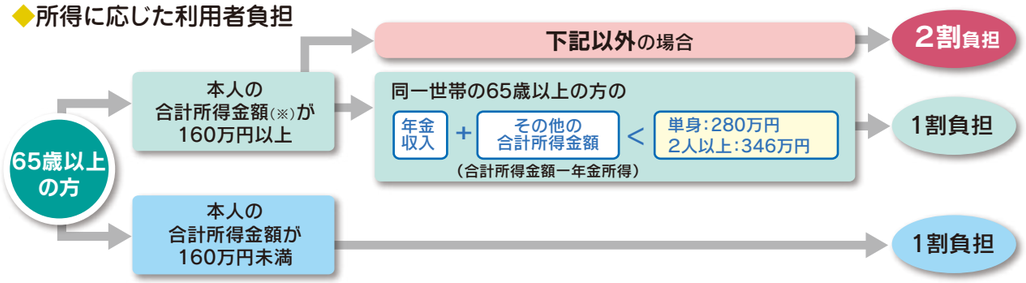

※合計所得金額…年金収入や給与収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

●介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護の認定を受けた方全員に、ご自身の負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が平成27年7月頃届きます。

4 所得が低い方で施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費補助の適用要件に資産要件等が加わります。

所得が低い方で施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費補助の適用要件が追加されます。

◆適用要件

次の要件に該当する場合に、食費・居住費の補助があります。

（平成27年８月からは、別世帯の配偶者の方が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の補助はありません。）

平成27年7月までの適用要件	平成27年8月からの適用要件		
所得要件	所得要件		資産要件
住民税世帯非課税	住民税世帯非課税 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税	＋	預貯金等が一定額（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）以下

5 高額介護サービス費の利用者負担限度額が一部の方について引き上げられます。

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者(※)」が新設され、新しい限度額が設定されます。

◆利用者負担の上限（1か月）

現行の段階区分

利用者負担段階区分	限度額
●一般	37,200円
●住民税世帯非課税	24,600円
・公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者など	15,000円（個人）など

改正点

利用者負担段階区分	限度額
●現役並み所得者	44,400円
●一般	37,200円

※「現役並み所得者」… 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方

6 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部の方について変わります。

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が変更されます（70歳未満の方のみ変更されます）。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方 ～平成26年7月	平成26年8月～平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	126万円	176万円	212万円
600万円超901万円以下		135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円	67万円
210万円以下		63万円	60万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円	34万円

●支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

お問い合わせ・ご相談

介護保険制度の改正については、区役所福祉課・支所区民福祉課、市役所介護保険課・地域ケア推進課またはいきいき支援センターにおたずねください。

【区役所福祉課・支所区民福祉課　一覧】

	TEL	FAX
千　種　区　役　所	753−1848	751−3120
東　　区　役　所	934−1195	936−4303
北　　区　役　所	917−6523	914−2100
北　区役所　楠支所	901−2269	902−1843
西　　区　役　所	523−4519	521−0067
西　区役所　山田支所	501−4975	504−7409
中　村　区　役　所	453−5420	453−8232
中　　区　役　所	265−2324	241−6986
昭　和　区　役　所	735−3918	731−8900
瑞　穂　区　役　所	852−9396	851−1350
熱　田　区　役　所	683−9915	682−0346
中　川　区　役　所	363−4327	352−7824
中川区役所　富田支所	301−8376	301−8661
港　　区　役　所	654−9715	651−1190
港　区役所　南陽支所	301−8345	301−8411
南　　区　役　所	823−9415	811−6366
守　山　区　役　所	796−4603	793−1451
守山区役所　志段味支所	736−2192	736−4670
緑　　区　役　所	625−3964	621−6841
緑　区役所　徳重支所	875−2207	875−2215
名　東　区　役　所	778−3007	774−2781
天　白　区　役　所	807−3897	802−9726

【市役所】

	TEL	FAX
介　護　保　険　課	972−2591	972−4147
地域ケア推進課	972−2547	955−3367

【いきいき支援センター（分室除く）一覧】

	TEL	FAX	担当地域（小学校区名）
千種区東部いきいき支援センター	781－8343	781－8346	上野、自由ケ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ケ丘、宮根
千種区西部いきいき支援センター	763－1530	763－1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区いきいき支援センター	932－8236	932－9311	区内全域
北区東部いきいき支援センター	991－5432	991－3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部いきいき支援センター	915－7545	915－2641	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
西区北部いきいき支援センター	505－8343	505－8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部いきいき支援センター	532－9079	532－9020	稲生、江西、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、那古野、幅下、枇杷島、南押切
中村区北部いきいき支援センター	486－2133	483－3410	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
中村区南部いきいき支援センター	483－6866	483－6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区いきいき支援センター	331－9674	331－9953	区内全域
昭和区東部いきいき支援センター	861－9335	861－9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部いきいき支援センター	884－5513	883－2231	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂区東部いきいき支援センター	858－4008	841－4080	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
瑞穂区西部いきいき支援センター	872－1705	872－1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区いきいき支援センター	671－3195	671－4019	区内全域
中川区東部いきいき支援センター	354－8343	354－8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部いきいき支援センター	352－8258	353－5879	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
港区東部いきいき支援センター	651－0568	651－1167	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部いきいき支援センター	381－3260	381－3261	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
南区北部いきいき支援センター	811－9377	811－9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
南区南部いきいき支援センター	819－5050	823－2688	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部いきいき支援センター	758－2013	758－2015	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
守山区西部いきいき支援センター	758－5560	758－5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区北部いきいき支援センター	899－2002	891－7640	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
緑区南部いきいき支援センター	624－8343	624－8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部いきいき支援センター	726－8777	726－8776	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
名東区南部いきいき支援センター	720－6121	720－5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部いきいき支援センター	809－5555	809－5551	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南
天白区西部いきいき支援センター	839－3663	839－3665	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根